

○経済産業省告示第 号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第六十六条第一号トの規定に基づき、ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に關し必要な事項を定める告示を次のように定め、平成十九年七月一日から施行する。

平成十九年六月二十九日

経済産業大臣 甘利 明

ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に關し必要な事項を定める告示

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第六十六条第一号トに規定する次号の表の上欄(1)のガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に關し必要があるとして経済産業大臣が定める事項は、当該湯沸器が自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合において再点火してはならないこととする。